

決議第 3 号

新型コロナウイルス感染症に係るすべての差別や偏見等の根絶に関する  
決議

上記の議案を別紙のとおり読谷村議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）  
第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 25 日提出

読谷村議会 議長 伊波 篤 殿

提出者

読谷村議会議員 城間 真弓

賛成者

読谷村議会議員 當間 良史

読谷村議会議員 伊佐 眞武

## 新型コロナウイルス感染症に係るすべての差別や偏見等の根絶に関する 決議

新型コロナウイルス感染症が流行し、同感染症に係る人権問題が少なからず起こっている現状がある。

村民一人ひとりの参加によって人権が尊重され、住みたい住みたいと感じられるまちの実現のために、同感染症に関する様々な人権問題に取り組まなければならない。

本村の村政運営に対する基本方針の中でも「基本的人権を守り、誰もが平和で健やかに暮らし、男女が共同して社会に参画できる読谷村を目指す」ことを努め住みやすいまち読谷村の実現に向けて、同感染症に係るすべての差別や偏見、誹謗中傷等の根絶を目指し、以下の事項について決議する。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者およびその家族に対する不当な差別・偏見・誹謗中傷を許さない。
- 2 医療や介護、保育などの現場で社会を支えている人たちとその家族に対して敬意を払い、不当な差別・偏見・誹謗中傷を許さない。
- 3 新型コロナウイルス感染症に関する理解を広げ、村民一丸となって人権侵害の防止に努める。

以上、決議する。

令和4年3月25日

読谷村議会